

高齢社会総合対策広報業務委託落札者決定基準

1 落札者の決定方法

入札参加者は、「技術提案書」、「入札書」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、落札者となるべき者以外で最も高い数値を落札者とすることができる。

2 総合評価の方法

- (1) 総合評価点は、入札書が有効である者について次の算式により算定する。

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

- (2) 技術評価点と価格評価点の配点は次のとおりとする。

- ・技術評価点 200点
- ・価格評価点 200点

- (3) 技術評価点は、技術提案書により次の項目について評価を行う。

ア 業務内容及び実施方法 160点（基礎点30点、加算点130点）

イ 実施主体の適格性 40点（基礎点20点、加算点20点）

- (4) 技術評価点は、基礎点と加算点に区分する。

技術評価点の評価の詳細については、別添「高齢社会総合対策広報業務委託技術評価基準表」のとおりとする。

- (5) 技術評価点の評価は複数名の審査員により行う。

ア 必須項目の審査（基礎点の算出）

必須項目の審査については評価基準細目ごとに審査を行い、審査員の過半数が基準を満たしていないと審査した場合には、当該基礎点は0点とし、技術提案書は不合格となり、総合評価点は与えないものとする。

基礎点は、評価基準細目ごとに採点し、全審査員の平均点を細目別の得点とする。

※ 平均を算出した結果、端数がある場合は小数点第2位以下を四捨五入する。

イ 必須項目以外の審査（加算点の算出）

加算点は、評価基準細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。

5段階評価は次表のとおりとする。

評価区分	評 価	採 点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	普通	配点×0.25
E	最低水準程度	－

※ 平均を算出した結果、端数がある場合は小数点以下第2位を四捨五入する。

ウ 基礎点と加算点の合計が技術評価点となる。

- (6) 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点＝価格点の満点（200点）×{1－（入札価格×1.1÷予定価格）}

※ 算定の結果、端数がある場合は小数点以下第2位を四捨五入する。

高齢社会総合対策広報業務委託技術評価基準表

委員名

業者名

令和8年度

評価項目		評価基準細目	必須項目	配点		評価基準	評価		得点	
				基礎点	加算点		(○or×)	(ABCDE)		
1	業務内容及び実施方法	業務の目的に沿った内容となっている	必須	10		技術提案書が仕様書を遵守しており、業務の目的を的確に理解しているか				
		県警の業務として妥当な内容である	必須	10		県警の番組・広報資料としてふさわしく品位を持った内容といえるか				
		業務内容の妥当性・独創性			50	テレビCMは交通事故防止を訴えるための工夫がなされているか				
			業務の内容に創意工夫が見られる			50	テレビCMは視聴者の注意・関心を引きつけ、記憶に残るような内容となっているか			
						20	テレビCMは広報対象者に分かりやすい内容となっているか			
	実施方法の妥当性・独創性	事業の認知度を高める内容である	必須	10		事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できているか				
				10	効果的、効率的な方法が選択されているか					
2	実施体制の適格性	業務が遂行可能な人材の確保がなされている	必須	10		適切な役割分担により執行体制が構築されているか				
		仕様書に係る事項を作業工程にまとめる	必須	10		実施可能なスケジュールであるか				
	実績の有無	過去に官公庁との契約実績がある			10	過去5年以内（令和3年4月1日以降）に官公庁との契約実績がある場合、1件＝1点（10件以上は10点）で加算				
		当該事業と同様の事業の実績がある			10	過去5年以内（令和3年4月1日以降）に高齢社会総合対策（特殊詐欺・防犯・交通事故防止等）に係るCM制作などの広報実績があるか（前記官公庁との契約実績に含まれるものを除く）ある場合、1件＝1点（10件以上は10点）で加算				
		基礎点（必須項目）		50						
		加算点			150					
		合 計 点								
		審 査 結 果								